

平成 28 年 7 月 吉日

一般社団法人 日本総合病院精神医学会会員各位

一般社団法人 日本総合病院精神医学会電
気けいれん療法委員会 大久保善朗

日本総合病院精神医学会 ECT 研修施設について

日本総合病院精神医学会では、電気けいれん療法（ECT）について一定の実績があり、ECT に関する専門研修が可能な施設を学会で認定し、「ECT 研修施設」として、HP で公表することと致しました。

認定を希望される研修施設におかれましては、下記の要項に基づいてご申請下さい。

— 記 —

1) 目的

- ① 専攻医などが研修先、勤務先を選択する際の目安とする。
- ② 患者が安全に ECT を受けることのできる施設を探す際の目安とする。
- ③ 安全な ECT による治療を均てん化していくための基礎資料を蓄積する。

2) ECT 研修施設基準

原則として以下の基準を満たしている。

- ① 日本総合病院精神医学会の研修施設あるいは特定研修施設である。
- ② 過去 3 年間のパルス波治療器による無けいれん性（あるいは修正型）電気けいれん療法施行が年間実患者で 10 名以上または 100 件以上を目安とする（ただし、レジデント 1 名あたり最低 3 症例が経験できる施行患者数を有すること）。
- ③ ECT 講習会を受講した精神科医が常勤（週 32 時間以上）している。
- ④ 麻酔科標榜医が常勤で、または非常勤の場合は週 32 時間以上勤務し、ECT 麻酔を実施または指導している。

- ⑤ 日本精神神経学会 ECT 検討委員会および日本総合病院精神医学会 ECT 委員会による推奨事項（改訂版）*に準拠した ECT 施行マニュアルを整備している。
*電気けいれん療法(ECT)推奨事項改定版（精神神経学雑誌 115:586-600. 2013）
- ⑥ ECT 施行患者のデータを適切に管理しており、学会への実績報告が可能である。

3) 申請について

上記の認定基準に該当する研修施設は積極的にご申請下さい。

[「ECT 研修施設申請書」\(様式 1\)](#) を HP よりダウンロードして必要事項をご記入の上、貴施設の「ECT 施行マニュアル」とともに学会事務局以下アドレスに、平成 28 年 10 月末日までにメールにてご申請下さい。

◆ 送付先アドレス：日本総合病院精神医学会事務局 <jsgHP@mtH.biglobe.ne.jp>

4) 認定について

本学会の ECT 委員会で書類審査し、理事会での承認をもって認定します。認定後は本学会 HP に公表するとともに認定証を発行します。

5) 認定後の報告と更新について

認定後は 1 年ごとに「ECT 実績報告書」(様式 2) と「ECT 施行患者リスト」(様式 3) を提出していただいた上で、3 年ごとに更新を行います。

「ECT 実績報告書」によるデータは集計・解析し、可能な範囲で公表し、ECT による治療の改善のための参考資料とします。

また、重篤な有害事象（IA 報告の 3b 以上のアクシデントとする）が起こった場合は、速やかに「ECT 有害事象報告書」(様式 4) にて報告を求めます。報告内容については患者個人が特定できないようにご配慮下さい。ご報告は厳重に取り扱い、ECT 委員会で検討します。

日本総合病院精神医学会・事務局
〒113-0033 文京区本郷 2-14-4-2F
TEL/FAX 03-5805-3720
jsgHP@mtH.biglobe.ne.jp
http://psy.umin.ac.jp/
